一三一　シエラレオネ共和国における若者に対する雇用促進及び起業支援を通じた非正規移民に関するリスク削減計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件　一八　二

一三二　食糧援助に関する日本国政府とエリトリア国政府との間の書簡の交換に関する件　一八　二

一三三　リベリア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とリベリア共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一八　二

一三四　紛失の届出により失効した旅券の告示　一八　二

一三五　航空機監視システム改良計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一九　四

一三六　農村地域における農業機械及び建設機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一九　四

一三七　社会保障に関する日本国とスロバキア共和国との間の協定の効力発生に関する件　一九　四

一三八　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　一九81一九

一三九　多国籍部隊・監視団における日本国の自衛隊の地位に関する日本国政府と多国籍部隊・監視団との間の書簡の交換に関する件　二二三

一四〇　ナイジェリア疾病予防センター診断能力強化計画のための贈与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二二四

一四一　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件　二二三

一四二　第三次多数国間投資基金を設定する協定及び第三次多数国間投資基金の管理のための協定の効力発生に関する件　二二三83六

一四三　ワーキング・ホリデー査証に関する日本国政府とチェコ共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件　二二六

一四四　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく水陸両用作戦技術に係る共同研究に関する書簡の交換に関する件　二二六

一四五　投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアルメニア共和国との間の協定の効力発生に関する件　二二六

一四六　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件の一部を改正する件　二二六87八〇

**○財務省**

一〇二　株式会社日本政策金融公庫による小口の教育資金の貸付けに係る教育施設の基準等を定める件　一七

一〇三　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　一65一〇〇

一〇四―一〇七　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　五二

一〇八　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　五四

一〇九　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　五四

一一〇―一一七　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九71二

一一八―一二〇　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　九71一〇

一二一　公職選挙法第九十三条の規定に基づき国庫に帰属した国債の買入消却に関する件　二六八

一二二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成三十年度の初日から平成三十一年三月三十一日までの輸入数量を告示する件　二六特12一

一二三　平成三十年度の初日から平成三十一年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件　二六特12二六

一二四　平成三十年度の初日から平成三十一年三月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件　二六特12二

一二五　平成三十年度の初日から平成三十一年三月三十一日までの修正対象物品の各輸入数量を告示する件　二六特12二

**○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省**

八　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が指定する保管施設を指定した件　一七

**○財務省、農林水産省**

八　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一八三

**○国税庁**

一三　国税庁の保有する個人情報の開示請求に係る手数料の納付を事務所において現金でできることができる事務所を定める件の一部を改正する件　二三二

一四　国税庁の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でできることができる事務所を定める件の一部を改正する件　二三三

**○文部科学省**

六八　ヒトES細胞の使用に関する指針　一65一〇五